信書の送達に関する制度説明会を開催

11月6日（金）、信書の送達サービスを利用又は検討されている自治体・企業等の方や、信書便事業に関心をお持ちの企業の方など、幅広い方々に信書便制度への理解を深めていただくとともに、信書便事業の活用を促進するため、「信書の送達に関する制度説明会」を当局会議室（オンライン会議併用）にて開催しました。

説明会では、自治体、個人、並びに信書便事業者の皆様にご参加いただき、信書の定義や信書便事業制度について説明を行いました。

今後とも、このような説明会を通じて、信書便制度の周知及び信書便事業の活用促進を図ってまいります。



会場の様子

「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」

（郵便法第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第1項）

- 「特定の受取人」とは、差出人がその意思の表示又は事実の通知を受ける者として特に定めた者。
- 「意思を表示し、又は事実を通知する」とは、差出人の考えや思いを表し、又は現実に起こり若しくは存在する事柄等の事実を伝えること。
- 「**文書**」とは、文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物のこと。

【問い合わせ先】
四国総合通信局　総務部総務課信書便監理室
089-936-5031